

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入確認の提出書類

番号	社会保険等への加入状況		提出書類	備考
	最新の経営事項審査結果通知書	左記から入札公告日までの社会保険等の加入に関する変更		
1	「雇用保険加入の有無」欄、「健康保険加入の有無」欄及び「厚生年金保険加入の有無」欄のすべての欄が「有」又は「除外」で「無」がない。	なし	なし	
2	同上	加入していた保険が適用除外になった。	1 社会保険等の適用除外に関する届出書	
3	同上	適用除外だった保険に加入する必要が生じ、当該保険に加入した。	1 健康保険又は厚生年金保険に加入した場合は次の書類 (1) 年金事務所で両保険に加入した場合 ・保険料納付の領収書の写し若しくはこれらに準じる書類の写し (2) 健康保険を健康保険組合で加入した場合 ・健康保険組合の保険料の領収書等の写し ・年金事務所の厚生年金保険料の領収書等の写し (3) 年金事務所で健康保険被保険者適用除外承認を受けて全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入した場合 ・年金事務所の厚生年金保険料の領収書の写し（領収書の健康保険料が0円になっていることを確認します。） 2 雇用保険に加入した場合は次の書類 (1) 自社で申告納付している場合 ・労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び同申告分の領収済通知書又は領収書の写し若しくはこれらに準じる書類の写し (2) 労働保険事務組合に委託している場合 ・労働保険事務組合が発行する加入証明書の写し ・労働保険事務組合発行の保険料の納入通知書と領収書の写し (3) 電子申請した場合 ・労働保険概算・確定保険料申告書一式を紙に出力したもの ・電子申請の受付結果通知等を紙に出力したもの	一部の社会保険等に適用除外がある場合は、社会保険等の適用除外に関する届出書を提出する。
4	「雇用保険加入の有無」欄、「健康保険加入の有無」欄及び「厚生年金保険加入の有無」欄のいずれかの欄に「無」がある。	未加入状態だった保険に加入し、社会保険等への加入状況が加入又は適用除外となり、未加入状態の保険がない。	同上	同上
5	同上	未加入状態だった保険が適用除外となり社会保険等への加入状況が加入又は適用除外となり、未加入状態の保険がない。	1 社会保険等の適用除外に関する届出書	

《注意事項》

注1 健康保険、厚生年金保険の領収書の写しについては、原則、申請日から3ヶ月以内で、最新の経営事項審査結果通知書の基準日以降のものを添付してください。

注2 健康保険、厚生年金保険の領収書の写しについては、保険料の支払が確認できる下記のいずれかを添付してください。

①領収印が押された領収書

②口座振替した場合の領収済み通知書（領収済通知書は、「保険料〇〇〇〇円を金融機関から口座振替により受領しました。」「日付」「印」が記載されているものです。

様式は健康保険組合等により異なります。）

③口座振替又はネットバンキングの場合は、納入すべき金額が記載されている通知書と、通知書の記載金額が引き落とされたことが確認できる部分の通帳（又は取引明細書）の写しを併せて添付してください。（通帳の写しの不要な部分は、黒く塗りつぶすなどしていただいて構いません。）

注3 社会保険等の加入手続きが完了している場合でも、提出書類が下記の期日までに提出先に到着しない場合は、入札参加資格がない者と判断します。

①一般競争入札の場合は、入札公告に記載された一般競争入札参加資格等申請書の提出期限。

②一般競争入札（事後審査型）の場合は、落札候補者に対し入札参加資格を確認するために求める書類の提出期限。

③簡易公募型競争入札の場合は、入札公告に記載された簡易公募型競争入札参加申込書の提出期限。

注4 国民健康保険組合等に加入している個人事業主が法人化した場合、又は、常時使用する従業員が5人以上に増加した場合で、年金事務所から健康保険被保険者適用除外承認を受けている者は健康保険の適用除外の者となりますので、社会保険等の適用除外に関する届出書にその旨を記入してください。

注5 提出書類に虚偽の記載があった場合には、「羽生市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づき入札参加停止等の措置を行う場合があります。